

月形町農業資材等物価高騰対策

支援金の交付について

申請期間:令和8年2月2日～令和8年2月27日

燃料費及び肥料等の農業資材の価格高騰によって生産コストが増加している町内農業者に対して、月形町農業資材等物価高騰対策支援金を交付します。

○支援内容

令和6年の農業収入に応じて2万円から10万円を支給します。

農業収入	支給額
1千万円以上	10万円
300万円以上1千万円未満	5万円
100万円以上300万円未満	2万円

○支給対象者

次の全ての要件に当てはまること。

- ・令和6年中の農業収入が年間100万円以上あり、かつ、令和7年も継続して営農している個人又は法人
- ・認定農業者又は認定新規就農者若しくは農地を所有し農業収入で生計を成り立せていると町長が認める者

○支給要件

次の全ての要件に当てはまること。

- ・令和8年1月1日現在町内に住所を有する農業者であること。
- ・営農を継続する意思があること。
- ・町税の滞納がないこと。
- ・農業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

○申請書類

①申請書～役場農林建設課農政係窓口、月形町ホームページで配布

②振込口座に係る通帳の写し

③令和6年確定申告書等の写し。ただし、町の税情報等での確認に同意される場合は省略できます。

なお、法人については、令和6年法人事業税申告書の写しの提出が必要です。

○申請方法

①郵送方式、②窓口申請方式、③電子メール方式の3種類です。

※電子メール方式を希望する場合は、事前に問合せ先へメール送信にてお知らせください。

※送信後3日以内に返信がない場合は、電話でお問い合わせください。

**【問合せ先】 月形町農林建設課農政係 〒061-0592 月形町1219番地
電話 53-2322 E-mail:nosei@town.tsukigata.hokkaido.jp**